

# (仮称) 那珂川市子どもの権利条例策定審議会の概要

## **1. 審議会**

### **(1) 設置の趣旨と目的**

国は、平成6年に虐待や差別などにより子どもの人権が侵害されないよう保障する「児童の権利に関する条約」を批准するとともに、子どもに関するさまざまな課題に対応するために法整備を進めてきました。

しかし、このような法整備が行われているにもかかわらず、子どもへの虐待、子どもの貧困、学校における不登校、いじめなど、子どもに関する課題は依然として山積しています。

この現状を解決するためには、地域社会において子どもの人権が尊重され、子ども自らが自己肯定感を持つとともに、他者に対する思いやりの心を持った豊かな人間性と社会性を有し、社会の一員として自立できるようになることが重要であると考えます。

また、次世代を担う子どもたちの育成には、子どもを取り巻く大人がそれぞれの立場から互いに協力・連携してサポートしていくことが必要不可欠です。

以上のことから、本市では、このことを市民全体で共有し、子どもや子育て家庭の支援にあたり、「なかがわの子どもたち」が健やかに成長し、自立できるよう、(仮称) 那珂川市子どもの権利条例を制定することを決定しました。

本審議会は、条例の素案の作成に関し、各分野の皆さまのご意見や提案を伺う場として設置したものです。

### **(2) 審議会の位置付け**

審議会は、地方自治法第138条の4第3項の規定並びに(仮称) 那珂川市子どもの権利条例策定審議会設置条例(令和元年条例第20号)に基づき設置された那珂川市の附属機関です。

## **2. 会議**

### **(1) 会議の開催回数**

会議は、計5回の開催を予定しています。会議の内容や進行状況によっては、回数が増減することもありますので、あらかじめご了承ください。

### **(2) 会議の開催日時**

会議の2回目以降の具体的な開催日時については、それぞれの委員の皆さまができるだけ参加しやすい日時を設定したいと考えており、会議の中で調整し決定します。

## **3. 委員**

### **(1) 委員の任期**

審議会委員の任期は、(仮称) 那珂川市子どもの権利条例策定審議会設置条例に基づき答申が終了するまでとなります。なお、答申の終了は令和2年9月を予定しています。

## **(2) 委員の報酬・手当など**

審議会委員は特別職の職員（非常勤）となり、「那珂川市特別職の職員等で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例」（昭和 46 年条例第 4 号）に基づき、報酬（日額 4,100 円）費用弁償（日額 1,700 円）を支給いたします。（県・市職員は支給されません）

## **(3) 事故等について**

職務上に発生した災害に対する補償等については、「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例」（昭和 43 年条例第 19 号）の規定に準ずることになります。